

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局長
 警視庁警備部長
 各道府県警察本部長
 各方面本部長
 殿

警察庁丁備三発第56号
 令和6年3月18日
 警察庁警備局警備運用部
 警備第三課長

警察災害派遣隊即応部隊(広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊)の編成、運用上の具体的留意事項等の改正について(通達)

警察災害派遣隊即応部隊の広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊の編成、運用上の具体的留意事項等については、「警察災害派遣隊即応部隊(広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊)の編成、運用上の具体的留意事項等について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁丁備発第146号以下「旧通達」という。)に定めているところであるが、この度、一部を改正することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 編成、活動等に関する具体的留意事項

(1) 広域緊急援助隊警備部隊の効果的運用

広域緊急援助隊警備部隊の出動に当たっては、全隊員が整うのを待つことなく、隊本部班員を活用し効率的な運用に努めるとともに、被災地等の被害状況に応じた機動的な部隊編成を行うこと。

(2) 広域緊急援助隊警備部隊先行情報班の急派

広域緊急援助隊警備部隊先行情報班の派遣に当たっては、可能な限り警察用航空機を利用し得るよう、事前に広域警察航空隊の運用担当課と十分な調整を行っておくこと。

なお、「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づく自衛隊航空機及び「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」に基づく海上保安庁巡視艇等の利用にも配慮すること。

(3) 広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊による被災地の被害状況の迅速な把握及び効果的な救出救助を行うため、広域警察航空隊及び機動警察通信隊との連携を密にすること。

2 平素の措置に関する具体的留意事項

(1) 有事即応体制の保持

緊急災害警備隊については、必ずしも広域緊急援助隊警備部隊が派遣された後に派遣されるものとは限らず、災害の状況によっては同部隊と同時に派

遣される場合もあり得ることから、広域緊急援助隊警備部隊はもとより緊急災害警備隊においても、個人装備品、食料・飲料水等を携行して速やかに出動できるよう準備を怠らないこと。

(2) 自活の原則

被災地等での活動期間は、広域緊急援助隊警備部隊はおおむね3日間、緊急災害警備隊は数日間をめどとするが、その間の自活に備え、広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊は寝袋、食料・飲料水等の携行品を、さらに、広域緊急援助隊警備部隊は自活に必要な車両及び装備資機材を常時点検・整備しておくこと。

(3) 新たな隊員に対する教養訓練等の実施

新たに指定された隊員に対しては、士気の高揚に努めるとともに練度を向上させるため、災害用装備資機材の習熟等の訓練を可能な限り早期に実施すること。

なお、隊員の指定替えについては、著しい練度の低下防止のため、年間における隊員の指定替えをおおむね半数以下に抑えるよう努めること。

(4) 実戦的な合同訓練の実施

被災地等において連携が必要となる広域警察航空隊及び機動警察通信隊との被害情報の収集、救出救助等を想定した実戦的な合同訓練の実施に努めること。

3 その他

その他警察災害派遣隊警備関係部隊に関する事項については、必要に応じその都度指示する。